

産 2

令和 8 年 9 月 不用物品の売却に関する仕様書 (普通特種自動車(塵芥車) 計 1 台)

会 計 室
担当 武甕・平本 222-3687

- 1 売却物品は、保管場所から契約業者が引き取ることとする。また、売却物品は現状引渡しとする。
- 2 売却物品は、バッテリーの性能が低下、その他不具合によりエンジンが掛からない場合がある。
- 3 売却物品の不良箇所等は別添を参照のこと。ただし、本仕様書作成時点で把握している参考情報であり、現状については現物で確認すること。
- 4 売却物品及び搬出方法の下見については、以下のとおりとするので、前日の 17:00 までに必ず以下の連絡先へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に下見場所へ来ること。予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者については、下見を断る場合がある。
なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による売却物品の状態等に対する問合せは一切受け付けない。
(1)下見期間
日程：令和 8 年 9 月 1 日（火）、9 月 2 日（水）
時間：各日とも 9:30～15:00（ただし、12:00～13:00を除く）
※下見時間は、1 業者につき 15 分以内とする。
ただし、天候等を考慮し、下見期間を変更する場合がある。この場合は、下見の受付時及び受付後に中央卸売市場第一市場から業者に対し、変更日を連絡することとする。
(2)下見場所
中央卸売市場第一市場
京都市下京区朱雀分木町 80
(3)連絡先
京都市 産業観光局
中央卸売市場第一市場（担当：荒瀬、中野）
電話番号：075-312-6564
- 5 本市が預託済みのリサイクル料金 10,810 円（1 台分合計金額）については、契約業者が負担するものとし、売却代金とは別に納付すること。
- 6 会計室から納入通知書を発行するので、契約決定の日から引取りの日までに代金を納入すること。
- 7 引取期間は、代金納入の確認ができた日から令和 8 年 10 月 16 日（金）までとする。期間内に必ず引取りを完了すること。
なお、引取りを完了したときには、京都市長宛ての受領書を必ず上記 4 (3)に記載する担当者に手渡すこと。
- 8 売却物品は「京都市」等の文字やマークが表示されているため、これらの

文字やマークについては、剥離、研磨、塗りつぶし等により、将来に渡って完全に判読、判別できないように抹消し、後日、文字が浮かび上がるといったことが生じないようにすること。

- 9 上記8については、履行確認のため、次の書類等を令和8年11月6日(金)までに会計室に提出すること。

(1)提出日までに中古新規登録を行った場合

- ア 新たな自動車検査証の写し
- イ 文字等の抹消作業完了後の当該車両の前後左右（新ナンバープレート及び車体側面）及び車台番号が確認できる写真
- ウ 文字等の抹消作業工程についての報告書（様式任意）

(2)提出日までに中古新規登録を行っていない場合

- ア 文字等の抹消作業工程についての報告書（様式任意）
- イ 文字等の抹消作業を記録した記録媒体（DVD-R）※

※記録媒体の撮影内容について

文字等の抹消が完了した車両の車台番号とその車両全体一周を中断なく動画撮影し、1台分を1ファイルとして保存すること。

なお、提出されたDVD-Rは、Windows Media Playerで再生できるように保存することとし、画像に不備等がある場合は再提出を求めることがある。

- 10 引取りに当たっては、事前に上記4(3)に記載する担当者に連絡したうえで、指示された時間・場所で行うこととし、保管場所での業務の支障にならないよう十分注意すること。また、火災及び事故等についても十分注意すること。
- 11 引取った物品は、輸送中に部品等を落下させないように十分注意すること。
- 12 この契約の履行に際して発生した事故・負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。
- 13 その他引取り作業の詳細については、上記4(3)に記載する担当者の指示に従うこと。
- 14 売却物品を、再使用することなく廃車・処分する場合は、使用済自動車等の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）等の関係法令に基づき、適正な方法により速やかに処分すること。
- 15 契約の履行に当たっては、道路交通法、道路運送車両法、道路法、公害防止に関する諸法等関係法令を遵守すること。
- 16 契約業者は民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き取った本件売却物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。
- 17 その他のことについては、京都市契約事務規則を遵守すること。

以 上

令和 8 年 9 月売却物品明細書

番号	品名	規格形状等	取得価格 (円)	下見・保管場所	リサイクル料金 預託状況	履行確認 要否
産 2	普通特種自動車	日野 京都800す9167	11,844,000円	中央卸売市場第一市場 京都市下京区朱雀分木町 8 0	預託済	要

※登録識別情報等通知書あり。

【保管場所】 中央卸売市場第一市場：京都市下京区朱雀分木町 8 0
【担 当】 荒瀬・中野 TEL 0 7 5 - 3 1 2 - 6 5 6 4 （中央卸売市場第一市場）

※現物の確認をする場合は、必ず下見受付期間中に産業観光局 中央卸売市場第一市場に連絡してから来所のこと。
※下見は仕様書のとおりとし、1 業者につき 1 5 分以内とする。

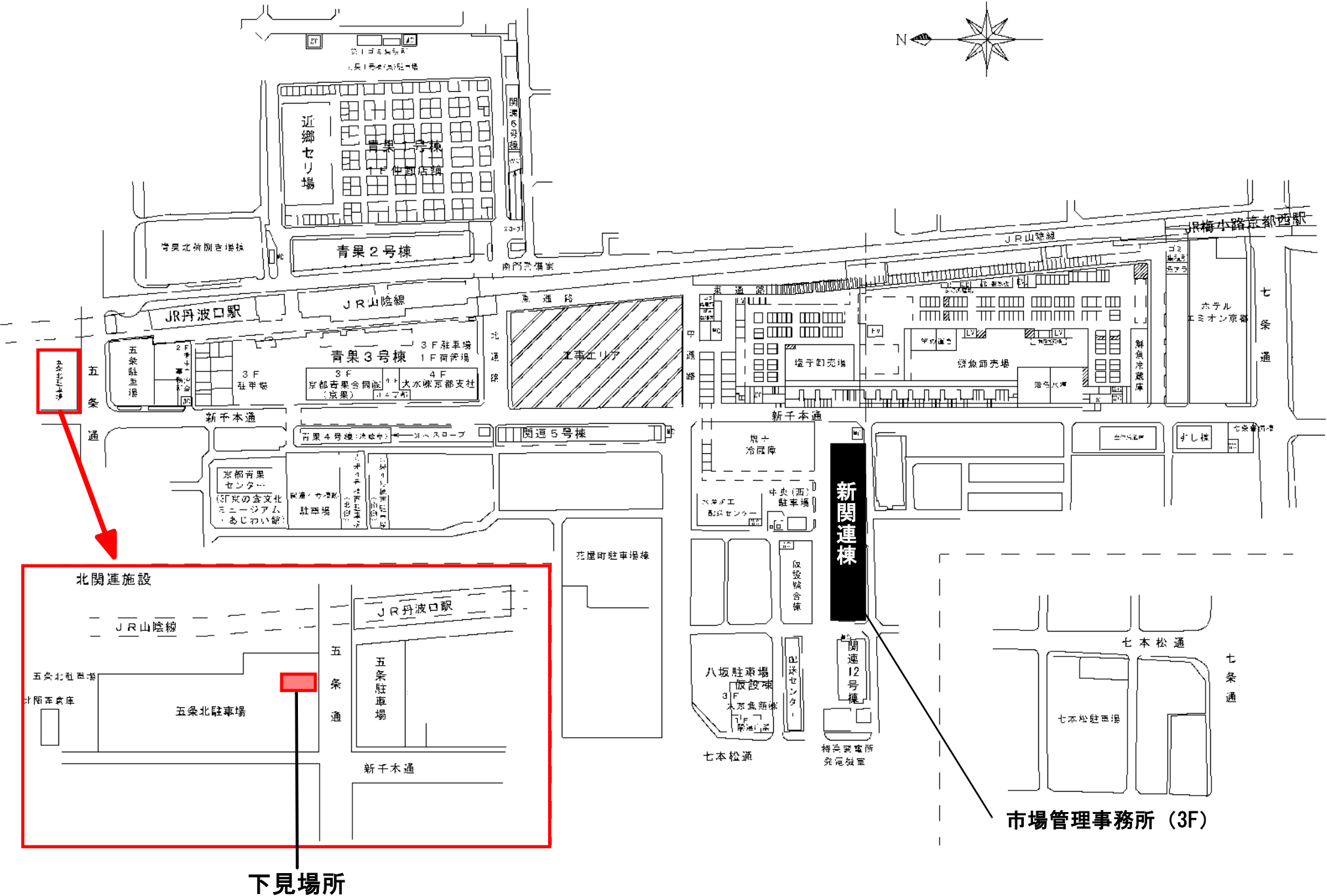
産 2 不良箇所等の状況（参考）

車種	車両番号	状態
普通特種自動車	日野 京都800す9167	左右のドアに数カ所塗装の剥がれ

* 上記以外にも不良箇所がある可能性がある。

京都中央卸売市場第一市場

住所：京都市下京区朱雀分木町80



登録識別情報等通知書

番号 00660

自動車登録番号		登録年月日		初度登録年月		車台番号	
京都 800 す 9167		令和 8年 7月 2日		平成 21年 9月 9日		FC7JJY-12141	
車名		型式		原動機の型式			
日野		[262] BKG-FC7JJYA		J07E			
所有者の氏名又は名称		京都府京都市中京区上本能寺前町488		[26004 2573]			
住所		車体の形状		乗車定員		最大積載量	
自動車の種類		用途		自家用・事業用の別		車両重量	
普通		特種		燃料の種類		車両重量	
総排気量又は定格出力		燃料の種別		型式指定番号		類別区分番号	
6.40 ^{kw}		軽油		[641]		[641]	
有効期間の満了する日		令和 8年 9月 8日		長さ		幅	
備考		[京都]，一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 69,600km（令和7年9月5日） [旧走行距離計表示値] 65,400km（令和6年9月2日） 平成13年騒音規制車，近接排気騒音規制値 99dB [その他検査事項]（920）燃料タンク 1個 100L 以下余白		長さ		幅	
		796 ^{cm}		218 ^{cm}		272 ^{cm}	
		2人		1450 ^{kg}		6430 ^{kg}	
		7990 ^{kg}		7990 ^{kg}		4310 ^{kg}	

裏面もご覧ください。

登録識別情報



令和 8年 7月 2日

京都運輸支局長

車両ID T9460FK9524230

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
（新規登録、輸出等の届出等の際に必要になります。）
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。